

第4回 吹田市総合計画審議会・第3部会 議事要旨

■日時:令和5年(2023年)7月3日(月) 19:00~20:43

■場所:オンライン開催(事務局は高層棟4階特別会議室)

■出席者:別紙「出席状況一覧」のとおり

■傍聴人:なし

■資料:

資料1 第4次総合計画見直し 策定スケジュール・本日の到達点

資料2 部会出席職員一覧

資料3 第4次総合計画基本計画改訂版素案

資料4 第4次総合計画基本計画改訂版素案 新旧対照表(第3回審議会・第4回部会時点)

資料5 第3回審議会・部会意見に対する所管室課意見

資料6 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の視点からの意見

■議事要旨

1. 定足確認

2. 案件

【報告】(1)、(2)(資料1、2)

事務局:(資料説明)

【議題】(1)第4次総合計画基本計画改訂版素案検討

ア)大綱8 行政経営(資料3、4、5)

事務局:(資料説明(資料5))

A 委員:

施策指標 8-1-4 について、令和5年度中に行政手続を原則100%電子化という目標を掲げているとあり、これはすごいことだと思うが、そもそも手続の数はいくつあるのか。

情報政策室:

把握している手続の数が1,300から1,400ある中で、件数が極めて少ないものや法令で電子化が難しいものなどを除いて、電子化の対象とする手続については900件弱程度である。

A 委員:

それにしても900件はすごいと思う。対象としないことは問題ないが、対象とならない手続を除いた数で100%というのはあまりよくない。トータルのうち何%が対象にならないと正確に言った方がよい。また、今回の指標を、電子化対応済の行政手続におけるオンライン申請件数の割合を30%としているが、手続の電子化対応を

令和5年度中に100%にするという目標の方がより大事ではないかと思う。なぜ、こちらが指標として挙がっていないのか。

情報政策室：

総合計画が令和10年度までであることを踏まえて、令和10年度に向けて上げていく指標が適切だと考えたため、オンライン申請件数の割合とさせていただいた。

A委員：

承知した。どちらでもよいと思うが、オンライン申請の割合30%というのは、利用者側がどう選択するかも含めてであるため、提供する側としては手続の電子化の方がより重要であると感じた。

部会長：

法令で電子化が難しいなどの理由で電子化の対象とならないものを除いた数で100%とする、というのは気持ちが悪いという点についてはどうするか。

情報政策室：

御指摘のとおり、確かに分母は全ての手続を含めて設定する方がシンプルで分かりやすいという意見があるのも分かるが、実際に年間の申請件数が10件未満となる手続も少なからずある。

A委員：

その方針についてはよく分かり、何も間違っていないが、データの示し方として、恣意的に一部を取り除いて100%とするのはよくない。正確に分母は全数として対象外としたものは理由とその数を補記すればよいと思う。

情報政策室：

承知した。個別計画の中で100%と定めている中で、御指摘いただいたような錯誤等が生じないようお示した上で、御理解いただけるような表現としたい。

部会長：

修飾句とするか脚注とするかはともかく、補足として書いてもらえばよい。行政文書としては変な感じがする。本文としてはこれでよいが、例えば法定受託事務等を除いて100%を目指すとするなど、御検討いただきたい。

B委員：

施策8-1-2について、吹田市公共施設総合管理計画の視点で見た場合は、下水道については汚水と雨水の視点の中で、いわゆる汚水は独立採算としなくてはならず公営企業会計だが、雨水は一般会計であるため、この内容であれば適切で正確に書かれている。計画上の実施件数について新たな指標を設定と書かれているが、新たな指標とはどういったものか確認させていただきたい。

資産経営室：

施策8-1-2については2つ施策指標を掲げており、2つ目の「公共施設(一般建築物)の改修や建替えをした件数」は、令和10年度に130件を目指した指標として設定した。

B 委員：

個別計画策定については義務付けがあり、ほとんどの地方公共団体が策定済みのはずである。この先、予防・保全によりコストを下げてメンテナンスをしていく方向となるが、それに伴い個別計画を更新しているかどうかを国土交通省が求めてきている。そういった意味で新たに設けていただいた指標は的確であり、望ましい。

事務局：（資料説明（資料3））

B 委員：

新たに加わった NATS という文言については、全国に周知されていると理解してよいか。この計画は吹田市民向けに出すものであるため、吹田市民は理解しているということによいか。さらに、全国的に出すときに、NATS という言葉は違和感がないということによいか。

事務局：

全国的に発信しているかという、御存知ない方が大勢いても無理はないと思う。ただ、各市のホームページなどに掲載し、イベントの際には市報で紹介することもある。議会での質問・答弁等もあり、一定、市の出す総合計画の中で NATS という文言を使うことへの違和感はないと考えている。また、中核市の市長会など会合の中で、NATS についてスピーチをするなど発信には努めており、使っていくべき言葉だと考えている。

B 委員：

承知した。デジタル・トランスフォーメーションという言葉はよく聞いてほぼほぼ浸透してきていると思うが、出始めの言葉であれば、用語集などで定義してもよいのではないかと思う。

C 委員：

NATS の取組は特徴的で、広域連携の取組として他市でもよく発信している。ただ、NATS という言葉が市民にどれくらい浸透しているかという、聞いてすぐ分かる方はまだ少ないかもしれないため、補足説明があった方が丁寧かと思う。

部会長：

吹田市としてはこの言葉を広めたいということかと思う。このままでもよいと思うが、本来なら4つの市を並べて「NATS」という表記の方が自然である。用語集で補足するなど、少し分かりやすく説明していただければと思う。

イ) 財政運営の基本方針（資料3、4、5）

事務局：（資料説明（資料5））

企画財政室：

説明のあった資料について補足させていただく。実質公債費比率について、本市の実質公債費比率は平成24年度以降、単年度でマイナスの数値が出ている。マイナスの数値を示して収入に対する借金返済の割合を確認するのは一般的に理解しにくいのではないかと考え公債費比率を採用した。また、赤字地方債について、令和3年度は実際に発行はなかったが、令和4年度については10億円の発行があった。

B 委員：

実質公債費比率がマイナスで、結果が分かりづらいというのは吹田市ならではの問題なのだと改めて感じている。また、減収補填債については COVID-19 によって令和2年度より特別に許されてきているが、令和3年度は赤字地方債の発行なしでできているということはかなり健全に進めてきているということだと思う。

事務局：(資料説明(資料3))

企画財政室：

令和4年度の決算数値に置き換えているが、現在決算の整理中のため、特に経常収支比率などは変わってくることもある。計画が完成するまでには確定した数値でお示しできるかと思う。

B 委員：

目標②「継続して安定的な財政運営を行うための備えを確保します。」というのは確かにそのとおりだと思うが、財政調整基金残高の標準財政規模に対する割合を 20%確保というのは賛否があると思う。経済状況の変化による収入の減少については国が必ず補填している。なおかつ災害や今回の COVID-19 のような感染症の発生等の不測の事態が起きたとしても、結果として補助金や助成金などで国が対応している。むしろ、地方公共団体については病院をはじめ黒字となっているところが事実としてあり、手厚いサポートがあったということかと思う。本当に 20%必要なのか、少なくとも COVID-19 ではそこまで必要なかったのではないかという実感もある。一方で、横浜市や東京都などでは独自の施策を打つことによって一般財源を使っているため、厳しい状況である。そういう事態を想定し、自ら施策を打つことがあるならば、必要となるケースもあるのかと思う。改めて 20%の根拠を教えていただきたい。

企画財政室：

今回のコロナ禍において、当初 100 億円を確保していた。国の臨時交付金がどれだけ出るかなかなか分からないところがあったが、それに先んじて手を打つことができたという実績がある。結果として、臨時交付金が入ってきたり、臨時財政対策債が借りられたりということで、財源補填がされ、残高が減ってはいない。しかし、予算を立てる段階では残高が減ることも止むなしという中で先んじて手を打ってきた。加えて、予算編成において、1つのテクニックとなるが、どうしても財源不足が生じるため、その解消のため、当初予算で7%ほどの財政調整基金を繰り入れて予算を組んでいる。毎年、最後に減額されて繰り入れずに済んでいるが、2年分プラス補正予算対応分として約 20%の確保が必要と考えている。

B 委員：

20%という数字が独り歩きする傾向にあるが、ちゃんとした根拠があることが分かった。

C 委員：

財政調整基金の残高については他市でもよく話題となる。他市でも吹田市と同様に、予算編成時にはいったん基金を取り崩して予算を組み、年度間の収支の結果、取り崩しがなくなるということもある。2年分ぐらいの余裕は確かに必要であり、予算を組むにはそれぐらいあると組みやすいため、指標としてはありかなと思う。他市と比較すると吹田市の財政状況は安定しており、特に臨時財政対策債を借りずに財政運営をしているのは財政上、好ましいと思う。それ以外の指標についても違和感はない。

部会長：

根拠があって独り歩きしない、調整もうまくできるということで、私もこの数字でよいと思う。

ウ) 基本計画改訂版全体(資料3、4、5)

事務局:(資料説明)

B 委員：

大綱3政策4について、公衆衛生という幅広く、水道、下水道なども入ってくる場合もあり、「健康で安全な生活の確保」という言葉の方が内容を捉えていて適切であると思う。また、大綱4政策1の施策指標 4-1-3「ひとり親家庭就業相談」における就業支援の利用により就業につながったひとり親の割合」については、正規雇用を望まない人も、敢えて非正規を望んでいる人も、各自治体によって状況が異なるのだと感じている。例えば、沖縄県ではシングルマザーが社会問題となっていて、非正規では年収が200万円から300万円と、とても子供を育てられる状況ではない。そのため、子供の貧困対策大綱では、非正規ではとても子供を育てられないだろうという中、正規にこだわっているところがあった。ただ、吹田市はそうではなく、色々とサポートがあるのかと考えている。

エ) まち・ひと・しごと創生総合戦略の視点からの意見(資料6)

事務局:(資料説明)

A 委員：

国がやっと本腰を入れてデジタル化を進めようとしており、おそらく一気に進むのではないかと思うため、それに追随するためにはしっかりした体制が必要ではないかと思う。

部会長：

庁内での人材確保・育成が重要になってくるかと思うため、検討いただきたい。

B 委員：

資料6の17番に記載がある「都道府県を超えた連携」とは具体的にどのようなイメージか。

部会長：

NATSではないか。

A 委員：

境界を気にせずに連携すればよいと思う。NATSがあるためそういった連携もよいと思う。

部会長：

地理的な共通性ではなく、課題の共通性から連携してはどうかという趣旨ではないか。

B 委員：

ストレートに NATS と書いてもよいのではないかと思った。

A 委員：

連携を具体的に進めるとなったときに、本当に積極的に動こうとしているか、既にベースに持っているシステムの違いがどれくらいあるのかなど、かなり具体的に見ていかないと、連携したはよいが足を引っ張られてしまうということもあり得る。どこと連携するかも、重要かつ慎重にやらなくてはいけない。

部会長：

連携というのは決して課題が似ているからというだけではない。是非とも御検討いただきたい。どこの自治体も同じ仕事であっても同じやり方ではやっていない。それぞれの癖があるのでそのあたりも踏まえてほしい。

D 委員：

資料6の16番について、大綱4との関係も記載されているため、問題意識の再確認をさせていただきたい。大変大きな課題を挙げていただいている。例えば、切れ目ない支援というが、小中の義務教育から高等学校へ進学し、不登校の場合も通信制などで高等教育の場につなぎ留められている場合があるが、一方で高校を中退するとそこからデータが途切れてしまい、切れ目ない支援が難しくなる課題が現状、ある。個々の子供たちに必要な支援を届けるためには、所管を超えた情報の共有化が不可欠である。一方で、個人情報の取り扱い、個人情報の流出を防ぎながら、切れ目ない支援をどう実現するかは大きな問題であり、なかなか前に進めていないという中で、資料6の16番の課題が挙げられているのは非常に意味がある。おそらく具体的な策がまだ見出せておらず、悩ましい課題ではあるが、個別の具体的な課題解決にどう役立てるかという観点で課題を洗い出し、何とか現状を前に進めるような議論につながればよいと考えている。

部会長：

本当に難しい。福祉の分野で、DX に成功していたにも関わらず途中で止めてしまったということがあった。市民の理解を得るのが難しかった。難しいことではあるがやっていかなくてはいけないことであり、意識の高い北摂でいかに進めるかは重要である。避けては通れない部分であるため検討いただきたい。

A 委員：

16番の意見の最後の行に書いてある、ネウボラとは何か。

部会長：

フィンランド語であり、保健師や臨床心理士などを配置して、子供が生まれたときから切れ目なく万全の体制で支援していく仕組みのことである。埼玉県のと光市で導入し、脚光を浴びた。非常にコストがかかるが効果的である。

事務局：

妊娠・出産から子育て期まで切れ目なく包括的に相談支援を行う取組として、吹田版ネウボラと打ち出している。妊娠・出産からつながってということで、今回は大綱4政策1に位置付けている。以前は、出産子育て期の健康は健康医療部の所管のため大綱3に位置付け、その後は児童部の所管のため大綱4に位置付け、と分かれて

いたものを、一体的に支援していこうということで今回は大綱4に位置付けている。その中で、データの連携が大事であるということを課題として出していただいた。

部会長：

和光市は確か結婚したときから中学卒業時までサポートしているはずで、すごいシステムだと思う。市内に8か所ほど拠点を作って取り組んでいた。資金があるところでしか実現は難しい。部局のシステムを超えて情報をどう連携させていくかが重要で、紐付けや個人情報で知られたくないという部分をどう扱うのか、いろいろと議論が出てきてなかなか大変である。皆さんに実感していただくまでが大変なサービスであり難しい部分である。

C 委員：

資料6の15番から17番で指摘されている考え方は今後非常に大事になってくる。デジタル田園都市国家構想の実現と行政の総合計画にどう落とし込むかは難しく、大綱8で書き込むことになるのは納得である。デジタル人材の育成も大事なのではと思うが、今のところ大綱8にそこまで書き込まれていない。このような視点を取り込むのであれば、データの利活用に含めて、デジタル人材の育成という視点もあってもよいのではないかと思った。

部会長：

総務省でも分野別に報告書や事例集がまとめられており、それらも踏まえて重要性は指摘されている。どう育成していくのか、内製化するのか、外部から登用するのか、いろいろな議論があり、どこの自治体も苦勞している点である。導入する前に、業務の仕方、標準作業手続をよりシンプルに確立していただき、部局の持つ情報も統一してもらわなくては困る。住所一つですら、番地の書き方も様々である。DX 人材以前の問題であり、ここから始めて、今すぐ進めていかななくてはいけない。これらも踏まえて書くことができればよいのではと考えている。

3. その他

事務局：

次回の全体会の開催予定等について事務連絡を行った。

以上

出席状況一覧

別紙

第4回吹田市総合計画審議会第3部会 令和5年(2023年)7月3日(月)午後7時 開催

(選出区分毎の五十音順・敬称略)

	号	区分	分野	所属・役職	氏名	出欠
1	1号	学識経験者	行財政 社会保障財政	甲南大学経済学部 教授	足立 泰美	出席
2	1号	学識経験者	行政経営	大阪大学大学院法学研究科 教授	北村 亘	出席
3	1号	学識経験者	教育	千里金蘭大学生活科学部 教授	島 善信	出席
4	1号	学識経験者	DX	大和大学理工学部 教授	松浦 敏雄	出席
5	4号	関係行政機関		西宮市 政策局 政策総括室 政策推進課 課長	堀越 陽子	出席

選出区分の号は、吹田市総合計画審議会規則第3条第2項の各号による。

吹田市 出席者

事務局	今峰行政経営部長、企画財政室 伊藤室長、吉村参事、森岡主幹、清家主査
	担当部局職員(別表1のとおり)
	委託事業者

別表1

所属	役職	氏名
総務部人事室	室長	田畑 茂洋
行政経営部企画財政室	室長	伊藤 さおり
	参事	吉川 祐輝
行政経営部情報政策室	室長	武田 祐二
	参事	濱田 周一
税務部税制課	課長	津田 泰彦
市民部市民課	総括参事 (市民課長事務取扱)	相川 勝徳
都市計画部都市計画室	室長	大椋 啓之
都市計画部資産経営室	室長	藤原 義紀